

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会
パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の検討過程における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 委員会が検討過程において、案の段階で公表し、住民等から意見及び提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する委員会の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 住民等 次に掲げるものをいう。

ア 組合管轄区域（組合を構成する市町村（大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町）の区域をいう。以下同じ。）に住所を有する者

イ 組合管轄区域に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 組合管轄区域に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 組合管轄区域に存する学校に在学する者

オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 委員会のパブリックコメント手続の対象となるものは、組合管理者から諮問された内容に対し、組合管理者へ答申する内容の案とする。

(答申の案の公表等)

第4条 委員会は、組合管理者へ答申しようとするときは、当該答申に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該答申の案を公表しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により答申の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 答申の案の概要

(2) その他関連する資料で委員会が必要と認めるもの

(答申の案の公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、委員会が指定する場所での閲覧、組合ホームページへの掲載その他適切な方法によるものとする。

(意見等の提出期間及び方法等)

第6条 委員会は、住民等が意見等を提出するための必要な期間として、答申の案を公表した日から30日以上の間を設けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、答申の案の公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる方法により、住民等からの意見等を受け付けるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 委員会が指定する場所への書面の提出

(5) その他委員会が適当と認める方法

3 意見等を提出するものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明示するものとする。

(意見等の考慮)

第7条 委員会は、前条の規定により意見等の提出を受けたときは、当該意見等を考慮して、答申の意思決定を行うものとする。

2 委員会は、答申の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、山辺・県北西部広域環境衛生組合情報公開条例（平成28年4月山辺・県北西部広域環境衛生組合条例第11号）第8条に規定する不開示情報に該当するものは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する委員会の考え方

(3) 答申の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の規定による公表は、第5条の規定を準用する。

(意見等の取扱いに関する特例)

第8条 委員会は、前条第2項の規定にかかわらず、意見等を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月17日から施行する。